

弁護士鈴木信雄と近代地域社会(2)

目次

はじめに——研究の視点

第一章 青少年期の鈴木信雄——弁護士試験合格までの歩み

第二章 大正期の静岡県在野法曹界

第三章 三百屋と会則改正問題(以上、前号)

第四章 人権蹂躪問題と陪審裁判(以上、本号)

第五章 青年弁護士の政治活動と静岡市会への進出

第六章 静岡県会での議員活動

むすび

橋本誠一

#### 第四章 人権蹂躪問題と陪審裁判

若き青年弁護士鈴木信雄にとって、三百屋と弁護士との癒着は、弁護士の社会的地位を高め、職業倫理を確立するため  
に弁護士自らが解決すべき課題であった。前章で見たとように、この問題は、一九二三(大正一二)年静岡弁護士会則改正  
によって一応の決着を見ることができた。

次に信雄が取り組むことになるのは、いわゆる「人権蹂躪」問題であった。明治以来、捜査機関が不当な身柄拘束、虚  
偽自白の強制、証拠の捏造などを行い、被疑者・被告人の人権を不当に侵害するという事態が後を絶たず、こうした現状  
の是正を目指して数多くの在野法曹がこの問題に取り組んできた。これが世上にいわゆる「人権蹂躪」問題と呼ばれたも  
のである。<sup>(1)</sup>本章では、鈴木信雄がこの「人権蹂躪」問題についていかに認識し、いかに行動したのか、さらにその文脈の  
中で陪審裁判への関わりという点にも論及しつつ、彼の足跡を辿っていきたい。

##### (1) 青年弁護士の法思想

信雄が弁護士業務を開始したとき現行法として妥当していたのは、いわゆる明治刑事訴訟法(一八九〇年法律第九六号、  
一八九九年改正)であった。同法は、数次に及ぶ改正案の検討作業を経て、一九二二(大正一一)年に公布された改正刑  
事訴訟法(法律第七五号)<sup>(3)</sup>の一九二四(大正一三)年一月一日施行をもってその使命を終えることになる。

信雄は、改正刑事訴訟法施行目前の一九二三(大正一二)年一二月、地元新聞に論文「改正された刑事訴訟法」を掲載  
している。<sup>(4)</sup>これを読むことで、信雄がどのような思いで改正刑事訴訟法の施行を迎えようとしていたのかを知ることがで

きる。

まず彼は、この論文の中で現行刑事訴訟法を次のように批判している。すなわち、同法には「兎角の缺点」があり、「刑事司法の執行が却って往々にして社会の静穩を乱し、人權蹂躪の怨聲を醸す結果を招致する場合すら生じて居」る、と。これに対し、改正刑事訴訟法は、「相当徹底的に改正の実を挙げ」ており、これによって國民は「刑事司法の前途に一大光明を認」め、一九二八（昭和三）年から施行される陪審法と相俟って、いわゆる「裁判の民衆化」——信雄はこれを「社会全体と司法（当）局者と合体協力して罪惡を芥除匠正するといふ司法上の一大美果」という——を現出できると述べ、強い期待感を表明する。このように改正法に対する評価はきわめて高い。はたして、その理由は何か。

信雄は、「新刑事訴訟法で最も目につく」点として、被疑者・被告人に対する人權擁護規定の「充実」ぶりを挙げていゝる。すなわち、

今回の刑事訴訟法によると、搜索搜查予審の取調、未決留置等に就いて何れも其の局に当る者に対し、例え（ば）搜索については秘密を保ち搜索を受ける者の名譽を毀損せざる様注意すべしとか、予審の取調は秘密すべし、身体名譽に注意すべしといふ風に各種の訓示規定が制定せられて居るから、若し苛酷の取調べを為すとか関係者の名譽を毀損する場合には局者は相当懲戒せらるゝ事になるので、従つて斯様の迷惑は今後殆ど絶無になるであらう。（略）

それから又新刑事訴訟法では、原則として司法警察官や検事の聴取書は証拠に供する事が出来なくなつてゐる。これも頗る意義ある改正で、従来實際に於て罪を犯さない者が警察等の取調を受けるに當つて威圧的な執拗な取調を受けると、恐怖の余り又は面倒な為めよろしく願ふといふ事になり、彼等が勝手に作つた聴取書に判を押しした為に、これが証拠となつて公判でも事実を反した裁判を受けるといふ結果は往々實際に見聞した所で、重大なる人權問題であつたが、之の点は改正法で略完全に弊を匡さるゝ事にならう。尚此の規定の結果、検事や警察官が苛酷な取調をやる必

要も無くなる訳である。

信雄が指摘しているように、改正法は、捜査機関や予審判事による捜査・取調等において被疑者・被告人の人権を配慮すべき旨の訓示規定を数多く設けている。<sup>(5)</sup> 彼はここに注目し、改正法の施行によって捜査機関や予審判事の人権蹂躪行為が懲戒の対象となり、したがって今後はそうした事態は「殆ど絶無になる」と楽観的な予想を述べている。

また、引用文中にあるように、信雄は、「聴取書」問題についても事態が改善されると予想している。従来、人権蹂躪問題を発生させる温床の一つとなっていたのが聴取書の存在であった。明治刑事訴訟法上、司法警察官に訊問権は付与されていない。従って、もし警察が被疑者・被告人を訊問し調書を作成しても、公判では証拠とは認められなかった。そこで警察実務上生み出されたのが「聴取書」であった。確かに司法警察官に訊問権はないが、本人が任意に警察署に出頭して話すことは訊問でも何でもなく、そうした行為自体は刑事訴訟法の適用を受けない、<sup>(6)</sup> というのである。それゆえ聴取書は、「被告人が任意出頭して左の如く供述したり」という形式をとっていた<sup>(7)</sup>。この聴取書は司法警察官から検事に提出され、さらに検事から一件書類の一つとして公判に提出され、次第に刑事訴訟法上の訊問調書と同様の証拠力を認められるようになった。そのため、警察の取調は聴取書の作成に力を注ぎ、その過程で被疑者・被告人に虚偽の自白を強制する<sup>(8)</sup> という弊害を生み出したのである。信雄自身が語っているように、被疑者は、警察で「威圧的な執拗な取調」を受け、「恐怖の余り又は面倒な為め」に、虚偽の自白を記載した聴取書に判を押してしまうこともめずらしくなかった。しかし、改正法のもとでは「原則として司法警察官や検事の聴取書は証拠に供する事が出来なくな」るため、従来の弊害はほぼ完全に除去され、今後は「検事や警察官が苛酷な取調をやる必要も無くなる」というのが信雄の評価であった。このように信雄は、被疑者・被告人の人権を擁護するという立場から、改正刑事訴訟法が人権蹂躪問題の是正に大きな効果を發揮すると予想し期待している。

さらに、同様の観点から、(先の引用部分に引き続いて)改正刑事訴訟法が弁護人の職務範囲を拡大したことに注目している。すなわち、明治刑事訴訟法のもとでは、被告人は公判段階で弁護人を付することを許されているだけで、密行主義をとる予審では、弁護人は完全に排除されていた。これに対し改正刑事訴訟法は、予審段階でも弁護人の選任を許容し、証人調への立会と書類及び証拠物の閲覧を認めた。それゆえ、今後は予審段階で「或る程度の公明正大な調が出来る」というのが信雄の期待であった。

しかし、後に見るように、これらの期待は見事に裏切られてしまう。捜査機関に被疑者・被告人の人権への配慮を求める規定は、訓示規定であるが故に罰則規定を有せず、従って人権蹂躪問題根絶には無力であった。また聴取書についても、改正刑事訴訟法は聴取書の証拠能力を原則的に否定するにとどまり、全面的に排除してはいなかった。つまり、同法は、一定の条件——供述者が死亡したとき、疾病その他の事由により供述者を尋問することができないとき、訴訟関係人の異議がないとき——が存在すれば聴取書を証拠とすることを認め、さらに区裁判所管轄の事件であれば常に聴取書を証拠とすることを認めたのである。これにより、これまで事実的存在に過ぎなかった聴取書は一定の法的根拠を与えられ、晴れて合法的存在になったのである。信雄はこのような例外規定の持つ危険性を見逃していたと言えるだろう。

また、改正法は確かに弁護人に予審段階での証人調への立会と書類及び証拠物の閲覧を認めたが、これも極めて限定的なものであった。証人調への立会は、公判において召喚が困難と思われる証人、および証人が予審中瀕死の状態に陥り公判まで生存するのが困難である場合に限って認められた。また書類及び証拠物の閲覧も、予審判事の許可を要するものであった。しかも、実際に改正刑事訴訟法が施行されると、このような限定的な規定すら有名無実化する恐れがあった。<sup>(8)</sup>

問題はそれだけにとどまらない。周知のように、改正法は、捜査機関(検事・司法警察官吏)が強制処分権限を行使しうる範囲を大幅に拡大する<sup>(9)</sup>など、捜査機関の権限を大幅に強化・拡大するという特徴を有していた。改正法は、明治期から人権蹂躪問題をめぐって展開されてきた在野法曹界などの批判に応える形で一定程度人権擁護の規定を盛り込んだが、

その反面で明治以来積み重ねられてきた捜査機関(とくに検事)の事実的な権限拡大を正式に法認するというものでもあったのである。<sup>(10)</sup>しかし、信雄は、この後者の側面に対する警戒感をほとんど持ち合わせていなかった。

最後に、改正刑事訴訟法が新たに法認した絶対的起訴便宜主義に対する信雄の評価を紹介しておこう。絶対的起訴便宜主義とは、訴追に関する事実的・法律的要件が十分に備わっていても、犯人の性格、年齢、境遇、犯罪の情状、及び犯罪後の状況により訴追を必要としないと認められるとき、検事は公訴を提起しないこと(起訴猶予)ができるというものである。さらに、いったん公訴を提起した後でも、取り消すこと(公訴取消)ができた。これらは公訴権の提起について、検事に大幅な裁量権を付与することを意味したのである。この点について、信雄は、前出論文中で次のように述べている。

犯罪後の情況其他によつて検事が不起訴にする事の出来る道を設けた事も意義ある点であると思ふ。従来も不起訴といふ事はあつたが、それは訴訟法に根拠のない検事の眞の手心に過ぎなかつたのであるが、今回の改正法では(略)訴追を必要とせざる場合には公訴を提起せざるを得との一条を明定してあるから、検事の血あり涙ある判断によつては起訴不起訴が決せられる事になるのである。然し此の規定については十分国民としても注意を要する訳で、若し政府部内其他の犯罪について、司法大臣の命令の爲めに検事がこの法律に藉口して国家民衆を毒し正に起訴を要するものを不起訴にするが如き事あらば一大不祥事である。

信雄は、検事が政治家の犯罪を見逃すかもしれないという危険性に留意してはいるものの、起訴便宜主義の規定自体については支持している。やはりここでも、検事の裁量権の大幅な拡大が一般市民の人権にどのような弊害をもたらすのかという意味での警戒感を読み取るのは困難である。こうした信雄の認識の背景には、彼自身の中に検察に対する強い信頼感があつたのではないかと推測される<sup>(11)</sup>(この点については、後に改めて言及したい)。

## (2) 人権蹂躪問題への取組

改正刑事訴訟法の施行にも関わらず、人権蹂躪は根絶されなかった。<sup>(12)</sup> 信雄の期待に反し、現実ほとんど何も変わらなかったと言えるだろう。ところで、この時期、静岡県在野法曹界の中に重要な変化が現れつつあったことに注目しておきたい。弁護士会が団結して、人権蹂躪問題に取り組むという動きが出現したのである。そのきっかけは、一九二六（大正一五）年二月に起こった合百師大量検挙事件であったという。

最初に、事件の経過を簡単に説明しておこう。同年二月一五日午前一〇時、静岡地方裁判所（予審判事三名）、同検事局（検事三名、書記九名）、静岡県警察部刑事課（刑事課長以下、各課員総出動）、静岡署（署長以下、正私服巡査五〇名）の大部隊は、県警察部高等課の応援も借りて、静岡米穀取引所（静岡市上石町一丁目）を中心に付近に集くっていた「合百師」<sup>(13)</sup>の一斉検挙を決行した。その時の模様を、当時の新聞は次のように報じている。

各自定めの場合につくや一斉に自動車から脱兎の如く飛び出し、折柄上下と称する合百賭博に夢中になってゐた連中を片っ端より取押へ始めたので、何れもアット驚きの悲鳴を上げ、高下駄を脱ぎ捨て素跣足の儘起きつ転げつ宛然蜘蛛の子を散らした如く右往左往に狼狽して逃げ出した（略）合百師連を、まるで雑魚を掬うやうにして取押へたを片っ端から正私服巡査が同乗して自動車五台で静岡署武術道場、県会議事堂（元刑事課跡）等へ十数回に亘って運搬し、正午までに二百六十七名（此内現行犯約百六名の見込）<sup>(14)</sup>を検挙し目下嚴重取調中である。

今回の一斉検挙の目的について、静岡署長芹澤銀蔵（地方警視）は、次のように語っている。静岡米穀取引所は、商工

省調査によれば、他に比較して非常に不成績である。その大きな原因は、合百師のような不正業者が多いことにある。現在、同取引所の正規業者六軒のうち、すでに「丸合」「山り」「丸一」の三軒が許可を取消され、あるいは休業中である。営業中の者は「丸六」「丸コ」「山三」の三軒にすぎない。そこで、これらの不正業者を検挙し、もって正規営業者の営業成績の向上を図ろうというのである。<sup>(15)</sup>

問題はこの一斉検挙のやり方にあった。今回の一斉検挙を指揮した人物の一人である静岡県警察部刑事課長角替磯爾(警部)は、検挙の模様についてこう語っている。「何にしてもあの検挙で網の中に入ったものは、鱈もあれば鯛もあり、中に或はクラゲもあった様な訳で、取調はなかなか困難である」と。<sup>(16)</sup>要するに、賭博容疑の有無に関わりなく、一斉検挙時に同地に居合わせた者を一網打尽に検挙に及んだのである。この杜撰な検挙ぶりが、在野法曹界の憤激を呼ぶことになったのである。その検挙時の模様について、信雄は次のように回想している。

県の警察部と静岡警察署と、これへ検事、予審判事が出勤して、一遍に三百人引っ張ったわけです。それはそのノミ屋へ集まっとったやつだけでなく、その道のかいわいを歩いとったやつも皆引っ張っちゃった。それだもんだからね、遠州の人がお茶を売りに来た帰りのやつも警察へ引っ張られたとか、沼津の人が静岡の親戚へ来た帰りに通りかかって(略)引っ張られたのがいる。任意同行、任意留置という、逮捕状なしで任意に、相手が承知したから同行した。関係者が承諾したから警察へ留置したということで留めちゃったわけ。

警察のブタ箱<sup>(17)</sup>だけじゃ足りないもんだから、県の警察部の普通の部屋へも入れたり、それから裁判所も借りて入れたとかいいうだ。

こうした事態を目の当たりにした静岡市在住弁護士団は、翌一六日午前一時、静岡地方裁判所内にある弁護士控所に



集合し、今回の大量検挙事件に関する善後策を協議した。その結果、総代を選出し、関係当局に事態の真相を質すことに決した。そこで、同日午後一時半、総代（鈴木信雄を始め、水谷、山脇、中田、越崎、岡崎ら一〇名）が静岡地方裁判所検事局検事正山下覚次郎、静岡県警察部刑事課長角替磯爾らを訪い、検挙以来の経過や今後の捜査方針などを問い質した。この日、繰り広げられた弁護士団と検事局・警察とのやりとりはたいへん興味深いものであった。最初に訪ねた山下検事正は、弁護士団に次のように回答している。

検挙した人員は約百名足らずで、内二名だけは関係してゐなかつたので即日釈放した、検挙に際しては最初□現行犯に依つて端緒を得たので一部少数の者に強制処分を求め、十数軒に亘り家宅捜索を行った処、他の現行犯を認めため、直に司法警察官に命じて逮捕せしめたもので、当局としては何等手落ちを認めない。検挙が終了した時刻は十五日の午後二時頃であるから、十六日までには全部の取調を終わつて、一部の者を残す外何れも釈放する考へである。<sup>(18)</sup>

要するに、検挙者のほとんどは現行犯逮捕であり、当局には何の手落ちもない、という説明であつた。弁護士側も、この回答を「遺漏なし」と判断せざるをえず、ひとまず引き揚げた。捜査機関側の矛盾が露呈するのはその後のことであつた。

同日午後五時半頃、弁護士団は次に県警察部の角替刑事課長を訪ね、検事正と同様の質問を試みたところ、角替課長は、検挙者は「何れも現行犯ではなく、依つて総て承諾同行したものである」と回答した。刑事訴訟法上、現行犯逮捕を除けば、令状による逮捕でなければならぬ。ところが、県警察部は、今回の一斉検挙は、現行犯逮捕ではなく、被疑者の同意に基づき「承諾同行」（令状の必要な強制処分ではない）によるものであつたというのである。その一方で、角替課長は、「今回の挙は自分一人の意志に出たものではなく、全部検事の命令」であるとも述べている。角替課長の説明はこと

ごとく山下検事正の弁明を覆すものだった。その場にいた弁護士団は、おそらく色めき立ったことであろう。続けて彼らは、静岡署司法主任岡本作平警部を訪ねたが、ここでも角替刑事課長と同様の回答が帰ってきた。すなわち、今回の検挙は「勿論全部非現行で何れも承諾同行した」ものだが、それ以外の「立ち入ったことは知らない」と言う。

いまや検事(静岡地方裁判所検事局)と警察(静岡県警察部・静岡署)の間の矛盾・対立は明白なものとなった。同一の斉検挙事件について、一方の検察は現行犯逮捕であるといい、他方の警察は「承諾同行」による身柄引致であると思明しているのである(この問題に関する検事・警察間の対立の背景には、より根深い問題が存在するのではないかと思われるが、それは後の検討課題としたい)。

三者訪問を終えた総代一同は、「静岡倶楽部」に引揚げた後、同日午後七時頃から夜半まで種々意見交換を行った。そして、翌一七日午前一一時半から、再び地方裁判所内に静岡市在住弁護士を召集し、前日の経過報告を行った。そこには、総代をはじめ弁護士二〇余名が参加した。この場に臨んだ弁護士団の基本的考え方は次のようなものであった。

現行犯でなければ逮捕することが出来ず、常習者で体刑になる犯罪でなければ逮捕することが出来ない。然るに検事は正は明かに現行犯だと言明して手落ちはない様に言って居るが、刑事課長や警察では非現行で任意に同行したと云って居て、此処に大きな阻誤がある。斯うして法律的根拠のない様な処置は何と云っても面白くない。<sup>19)</sup>

つまり、ここで弁護士団が問題にしているのは、警察が違法な「令状なし逮捕」を合法的な「承諾同行」であると言い募り、公然と正当化している点である。承諾同行は違法であるというのが弁護士団の認識であった(後に触れるように、検事も同様の認識であったと思われる)。

弁護士団は、協議の結果、「官辺方面の調査は十分なるを以て、今後は被検束者方面の事実調査を行ふ」という点で一

致し、「近日中に各自がそれぞれ調査して報告書を持ち寄る」ことを決定した。さらにその後の方針は、「報告書の全部が纏まった暁に総会を開いて決定する」とし、この時点では、「事件の報告を単に弁護士会長にする丈に止まるか、決議書を司法大臣に提出するかは不明」であつたといふ。<sup>(20)</sup>

この合百師大量検挙事件は、県警察部刑事課と静岡署による取調の結果、検挙された者一九八名（二六七名という新聞もある）のうち、送検された者一四七名、起訴された者一一七名、そのうち略式命令をもって罰金処分<sup>(21)</sup>に付せられた者四名、静岡区裁判所の公判に付せられた者三三名を数えた。被検挙者一九八名のうち八一名は起訴するに足る事実が存在しなかつたのであるから、この数字を見るだけでも一斉検挙の杜撰さを窺い知ることができる。

ところで、この合百師大量検挙事件の意義について、後に信雄は次のように述べている。

このころの弁護士というものは、みんな検事正の監督を受けておつたわけです。それで登録するにも検事局へ行つて、検事正に手続を頼んで登録ができる。その時代だから、なかなか、刑事事件で検挙の仕方が悪いなんてことを弁護士がかれこれ言えなかつた。ところが、そいつを弁護士会が結束して立ち上がって抗議を申し込んだのが、このときが初めてですね。(略)

それまでは人間を引っ張ることが、逮捕状がなくても、相手が承知したから同行した、留めてくれっていうことを関係者が頼んだから留めたという名目でやつとつた。これを弁護士が立ち上がった。岡崎伊勢威、堀六治、鈴木信雄、小沢方輔などの主張で、初めてその総会を開いて、けしからんから検事正のところへ抗議を申し込め（と主張した——引用者）。そんなことを弁護士がやつたらほかのことですっぺ返しを受けちゃって困っちゃうから、危いからよせっていう慎重論も大分出た。

ところが若い連中がいきり立ってやつたもんだから、年寄り連中も、それじゃひとつこれをやろうということになつ

た。(略)これは弁護士会の活動として一般の人の人権のために立ち上がった、静岡県弁護士会としては、一番初めのことだと思ふですね<sup>(22)</sup>

つまり、合百師大量検挙事件は静岡弁護士会が組織的に人権擁護活動に取り組む嚆矢となる事件であったというのである。事実、これ以後、静岡弁護士会が人権蹂躪問題に取り組んでいる事実を確認することができる。<sup>(23)</sup>

最後に強調しておきたいのは、引用文中に「若い連中がいきり立ってやったもんだから、年寄り連中も、それじゃひとつこれをやろうということになった」とあるように、こうした人権蹂躪問題についても、(信雄を含む)<sup>(24)</sup>若手弁護士たちの積極性と指導性が発揮されたという事実である。

### (3) 陪審裁判の実施準備

#### ① 陪審への期待

合百師大量検挙事件で静岡市在住弁護士団が活動を起こすのと同様にして、一九二三(大正一二)年四月一八日に陪審法(法律第五〇号)<sup>(25)</sup>が公布され、一九二八(昭和三)年一〇月一日からの施行が予定された。信雄はこの陪審制度の導入に大きな期待を寄せていたようである。その理由について、後年、彼は次のように語っている。

陪審裁判を始めたときはね、弁護士会は大変な希望を持つとったんですよ。どうもあのころの裁判官というのは世間を知らない。見解が狭い。それで変な判断をして、ときどき間違いをやって困る。これは国民が陪審員に選ばれて、そうして陪審員が有罪か無罪かというのを決定をつける。そうすると常識のある判断ができて、間違った裁判がなくな

なる<sup>(26)</sup>

キャリア・システムの中に生きる裁判官は世間知らずで視野が狭く、そのため時々非常識で誤った判断を下すことがある。陪審制度を導入し国民の司法参加を実現すれば、より常識的な判断ができるようになり、冤罪がなくなる。それが信雄の陪審裁判導入論であつた。<sup>(27)</sup>

彼がこのように語るとき、どのような刑事司法の実態を念頭に置いていたのか明らかではないが、すでに前節で見たように、当時は捜査機関による違法・不当な逮捕・拘留、捜査・取調が日常的に横行し、虚偽の自白の強制、証拠の捏造が行われることも決して珍しいことではなかつた。<sup>(28)</sup>ところが、裁判所の裁判官たちは、こうした事案を的確に審理し被告人の権利を擁護するという役割を十分に果たしているとはいいがたかつた。信雄の陪審裁判導入論の背景には、こうした現状認識があつたのではないだろうか。そして、このような認識は他の多くの在野法曹にも共有されていたようである。<sup>(29)</sup>

## ②啓蒙活動

静岡県内の弁護士たちは、間近に迫りつつある陪審法の施行に備え、早い時期から一般市民への宣伝・啓蒙活動に積極的に取り組んだ。その一つが、模擬陪審裁判劇を県下で巡回上演するという活動であつた。次は、信雄の回想である。

(略)初めてやることだから、素人が裁判できるかどうか勉強しておかないといかんというわけで、それでその趣旨を徹底するために弁護士会が模擬裁判をやって全県下を回るといったことになつた。あの時分の静岡の弁護士会長は中西惣三郎。それから検事正と裁判所長も参加する。裁判所長と検事正と弁護士会長が劇場であいさつする。

それからそのあと、その裁判を受ける事件を劇でやるんだ。大川ひろじという俳優があつた。新派の俳優。この一

座を弁護士会で買い入れて、その連中が、雷雨の晩にいろんないきさつから殺人事件が行われる。その殺人事件の起こるまでの成り行きと、殺人事件を犯す場面が舞台が真っ暗になって、雷が光って、そうして雨が降って、その中で、お客さんに殺したやつがわからんが、殺されたやつが出るという芝居の筋書き。

そのあとその法廷の場になるんだが、ある人間が疑いを受けて検挙せられて、それが予審の決定を受けて公判にかかる。裁判の場になると、今度はね、裁判官も検事も弁護士も、全部弁護士が分担してやるんだ。ただそこへ俳優で出るのは、被告人になるのが大川という座長だ。これが疑いを受けた被告人になるわけで、手錠をかけられて出てくるんだな。そうしたあとにはもう法廷の場は全部弁護士がやる。(略)

これは宣伝のためにやってね。静岡でやる、清水の栄寿座でやる、藤枝の旭光座でやる、それからその付近の劇場二つ三つ。それから浜松座へ行っただんで、浜松の弁護士<sup>(30)</sup>の諸君にも連絡して来てもらって、それから沼津座というのがあって、沼津でやったんだ。これはねえ、お客が満員なんだ。

このように模擬陪審裁判劇は、県内主要都市を網羅する巡回上演であった。静岡市の場合、一九二六(大正一五)年七月二四、二五日の両日、静岡市在野法曹団の主催(静岡民友新聞社・静岡新報社後援)で市内歌舞伎座を借り切って開催されている<sup>(31)</sup>。当時の新聞によれば、演目は「社会劇／裁かる、日」(大川廣二脚色)<sup>(32)</sup>で、松竹専属の幹部男女優が出演するという本格的なものであった。信雄が述べているように、その劇中の模擬裁判に弁護士団が参加し、犯罪の経緯を「力演」することになっていた。また、そこに登場する陪審員は、「年齢三十歳以上ノ男子ニシテ文字ノ素養アル者」との条件で一般から公募された<sup>(34)</sup>。

③陪審員資格者名簿・候補者名簿の作製、陪審法廷の建築

陪審法実施に向けた準備の一環として陪審員候補者名簿が作製された。陪審法によれば、市町村長は毎年九月一日現在に基づき、陪審員たる資格を有する者を陪審員資格者名簿に登録しなければならない。一九二七（昭和二）年九月一日現在を基準に実施された最初の調査では、全国の陪審員資格者は一七八万一二三二名を数えた。<sup>(35)</sup>静岡県全体の陪審員資格者数は不明だが、静岡市では二八九七名であった。<sup>(36)</sup>この資格者名簿の原本は市町村役場に備え付けられるとともに、一定期間縦覧に供された。

他方、地方裁判所長は、毎年九月一日までに翌年度の陪審事件予測数に基づいて、その事件数に応じて必要な陪審員呼出の数を定め、これを管轄区域内の市町村に割り当て、市町村長に通知する。例えば、地方裁判所長が翌年度の陪審事件を一〇〇件と予測すると、一件につき三六人ずつ呼び出さなければならないので、合計三六〇〇人が必要となる。そこで、この三六〇〇人を管轄区域内の市町村に割り当てる。割当を受けた各市町村は、陪審員資格者の中から抽籤で陪審員候補者を選び出し、陪審員候補者名簿に登録する。そして市町村長は、その旨を各陪審員候補者に通知し、その氏名を告示するとともに、陪審員候補者名簿を地方裁判所長に送付する。裁判所では、この名簿をもとに、翌年度に開廷される陪審裁判の陪審員候補者を決定するのである。<sup>(37)</sup>

一九二八（昭和三）年に入ると、春から工事を開始していた静岡地方裁判所陪審法廷が七月三十一日に竣工し、<sup>(38)</sup>八月二日に一般公開された。<sup>(39)</sup>さらに陪審法施行日である同年一〇月一日には、この真新しい陪審法廷を使って模擬陪審裁判が実施された。<sup>(40)</sup>

実際にこの陪審法廷で陪審裁判が行われたのは一二月になってからのことであった。この記念すべき静岡県最初の陪審裁判で弁護士を務めたのは鈴木信雄であった。そこで、以下、この陪審裁判の経過を簡単に辿ってみたい。

#### (4) 静岡県で最初の陪審裁判

##### ①事件の概略

静岡県で最初の陪審事件は、概略、次のようなものであった。一九二八(昭和三)年八月一日午後八時頃、清水市沖人夫A(二八)、同人父B(五五)の両名が自宅で涼んでいたところへ、知り合いの沖人夫Cが来り、些細なことから親子に凶器を向ける素振りを見せたので、Aは鋸切り庖丁をもってやにわにCに斬りつけ、滅多斬りにして即死させた。その後、Aは直ちに警察に自首した。この事件で争点になったのは、Aの父親Bがこの事件に関与しているのか否かであった。Bは、凶行時は着物を着替えるために家の中に入っていたので、この事件には関係していないと供述しているが、同人の痺に血痕が付着していたのが捜査機関の疑問をよび、この事件を複雑にしたのである。Bは、警察の取調でも予審でも一貫して犯行を否認したため、前記血痕がどうして付着したかが陪審公判でもっとも関心を持たれることになったのである。<sup>(41)</sup>

##### ②捜査、予審、公判準備手続

事件発生以後の捜査・予審の経過については新聞報道がなされていないので、その詳細を知ることができない。Aが自首した事件であるため、捜査にさほど時間を要しなかったと思われる。前述のように、主要な争点はBに関する犯罪事実の認否であった。

新聞報道によれば、一二月五日午前九時から、静岡地方裁判所陪審法廷において非公開で「準備公判」が開廷され、事実調べと実地検証が行われた。<sup>(42)</sup>陪審法にいう公判準備手続である。それは要するに、公判前に判事、検事、裁判所書記、弁護士、被告人が出廷し、公判で審理すべき資料を整理し、ひとたび公判に入れば何の間歇もなく終結まで進行できるよ



う準備を行うのである。普通の刑事訴訟手続と異なり、陪審裁判では必ず（必要的に）公判準備手続を執らなければならない。本件のような殺人事件は、陪審法上、法定陪審事件とされ、被告人の意思如何にかかわらず必然的に陪審事件となる。ただし、被告人が公判準備手続（または公判手続）中に自白したときは陪審事件とはならない。また、自白していなくても、検事の陳述以前であればいつでも被告人の意思で陪審を辞退することができる。しかし、本件では自白も辞退もなかった。

### ③ 陪審公判の日程

そこで舞台は公判段階に移る。二月二〇日、いよいよ第一回公判の日を迎えた。<sup>(43)</sup> 裁判長は柏木五百次郎判事、陪席は高木・篠原の両判事、担当検事は古賀検事、弁護士は鈴木信雄、さらに東京から牧野大審院長と和仁控訴院長が視察に訪れた。また、二〇〇名分の傍聴席が用意された。

公判日程は、新聞報道によれば、左の通りである。

第一日（二月二〇日、開廷午前九時、閉廷午後一〇時頃）

午前・陪審構成手続、裁判長説示、陪審員宣誓式、人定質問、起訴事実陳述（検事）、被告人訊問

午後・証人訊問（本件捜査に従事した清水警察署警部補一名、目撃証人二名）、検事論告、弁護士弁論、裁判長説示、

問書、陪審員評議

第二日（二月二一日、開廷午前九時四五分、閉廷午後〇時四〇分）

午前・陪審員評議（統）、答申、検事第二次弁論・求刑、弁護士第二次弁論、被告人最終陳述、判決言渡し

この公判は、当初、一日間で終了すると見込まれていたようである。一日目の公判が深夜に及んだのも、裁判長が当日中に公判を終了させるつもりであったからではないかと思われる(通常、公判は夕刻に終了するものが多い)。ところが、陪審員の評議が予想外に時間を要し、公判は二日目にずれ込むことになった。以下、具体的に陪審公判の進行状況を辿ってみよう。

④陪審構成手続

一月二〇日午前九時、公判に先立ち、非公開で陪審構成手続が行われた。すなわち、陪審法廷に裁判官・検事・弁護人とともに陪審候補者三六名中三三名(残り三名は公務出張、子どもの死亡、病気を理由に欠席)が出席し、この中から一二名の陪審員(左図)と二名の補充陪審員が選出された。なお、陪審構成手続では、検察官と被告人(弁護人)に忌避の申立が認められているが、非公開手続であるため新聞はその様子を伝えていない。<sup>(44)</sup>

住所	職業	氏名
賀茂郡 城東村	畠農耕	野田 才治
田方郡江間村南江間	農耕	重田 三平
富士郡 加島村	同	金刺 由松
庵原郡 袖師村	センキ工業	鈴木喜代吉
志太郡 高洲村	農耕	八木喜一郎
榛原郡 萩間村	同	藤野安太郎
小笠郡 原田村	同	戸塚平三郎

同	大淵村	同	金原 大作
磐田郡	梅原	同	頼実敬次郎
同	向笠村	同	青島角太郎
浜名郡	舞阪	物品業	山田徳太郎
引佐郡	気賀町	同	植松 春吉

(出典)『静岡民友新聞』一九二八年二月二一日付より作成。

いうまでもなく静岡地方裁判所管轄内で陪審法廷を備えているのは静岡市所在の本庁だけである。つまり陪審裁判は静岡市でしか開廷されない。しかし、陪審員候補者は、静岡県全域から選任される。実際、右に紹介した第一回陪審裁判陪審員の顔ぶれを見ても分かるように、東は伊豆から西は浜名湖周辺まで静岡県全域から陪審員が選出されている。旅程に要する時間等を考慮すれば、陪審員の蒙る負担の大きさは容易に想像できよう。

#### ⑤裁判長説示、陪審員宣誓、人定質問、起訴事実陳述

陪審構成手続が終わると法廷は公開され、傍聴人の入廷が許された。公判の開廷は午前九時半頃であった。冒頭、裁判長は、陪審員に向かって、「本件管内初めての事件で諸君は列席して、地方裁判参与の榮譽をになはれ、諸君の任務は被告人が罪を犯したかどうか、事実の真相を判断するやう」云々と一五分間にわたって陪審員の心得を説いた。その後、陪審員の宣誓式に移り、全員が署名捺印を行った。人定質問については新聞は何も伝えていない。次いで、検事の起訴事実陳述に移り、「古賀検事は極めて分りやすく犯罪の内容を説明した」という。

⑥裁判長による被告人訊問

裁判長による被告人訊問は、まず被告人Aから行われた。Aは、被害者Cと被告人親子(A、B)が兄弟分であると述べ、Cの勧めによって清水に移り来り、Cの世話で同所において請負業の看板をかけ仲仕を使っていたことなど、被害者Cとの関係を一切認めて、陳述はいよいよ凶行当日の状況に移る。

被 兇行当時八月十一日の夕、自宅前で夕涼みをして居りました処へ、Cがシャツにゆかた地でやって来ました。

裁 Cはどんな様子だった。

被 Cは軍曹(Cの子分―引用者)のことで非常に立腹して居ったので、無闇に怒ったところで仕方がないから前後を話さうと言ったところ、今更話を聞く必要はないと言ひ、かんかんになってゐたので、Cに何か覚悟の上で来たものではないかと咄嗟に考え、自宅に入って梯子十段下から日本刀を手に持ち、手拭で包んだ出刃をふところに入れ、外に出ました。

裁 その時Cはどこにゐた。

被 Cは道路の二間程前に出て居りましたが、私をみてピストルを向ける真似をしたので、逃げましたところ、逃げる途中でつまづき後を向いたところ、そこにCが立ってゐたので、出刃できりつけました。

裁 日本刀はどうした。出刃はいづからもってゐたか。

被 日本刀はどこにおいたかおぼえません。出刃は兇行前夜からねるときもはなさず、持っていました。

裁 Cが始めてきたとき、風でいで何かもってゐると思つたか。

被 青ざめてゐたのでその挙動で何かもってゐると思ひました。

裁 自首する前家へ帰つたか、自動車に乗って警察へ行くときどこから乗つたか。

被 覚えて居りません。警察に行つて人を斬つたからと申しました。

裁 Cが死んだと思はなかつたか。

被 夢中で覚えて居りません。(略)

裁 自首の時、Bがついてきたか。

被 きませんでした。

裁 自首せいと誰の聲がきこえてきた。

被 親父のやうな聲がしました。

裁 Cを斬つて一ったん家へ帰らないか。

被 知りません。

裁 親父から自訴をすゝめられなかつたか。ゆかたを貰はなかつたか。

被 夢中で記憶ありません。

裁 あとで出刃が大地の背中にささつてゐた事をきいたか。

被 知りません。誰かに出刃をとれたやうな気がします。

AがCを殺したという犯罪事実に争がないため、裁判長の関心が次第にBの犯行への関与如何に向けられていったのが分かる。しかし、Aの証言から明確な事実は明らかにならなかつた。引き続き、被告人Bに対する訊問が行われた。

裁 Cを前から知つてをったか。

被 知りません。

裁 Cが刑務所に収容されたこと、Aと仲たがいになったことは知らないか。

被 知りません。

裁 兇行当夜Cのきたことを知ったか。

被 Cとはあとで知りましたが、なんでもものすごいけんまくで来て、倅といさかひをはじめました。で、私はその男がCと知って、兄弟分ならおちついて倅の話をきいてくれと申して家へはいりました。

裁 そのときお前ははだかだったか。

被 はだかでもいっしょにふんどしを外して居りました。あんまりあつかったので。(略)

裁 家の外におこった出来事を知らなかったのか。

被 すぐは知りませ(んで)した。そこへAが日本刀をさげて「しまった、しまった」といひましたので、ゆかたをやって一時も早く自首せいと言ひおわらないさきに、Aは外に出ました。

いよいよ裁判長は、本件の主要争点である被告人Bの犯行への関与に関する訊問に移った。

裁 禪の血痕はどうした血であるか。

被 禪の血は兇行前九日に倅が足に怪我した時と思はれます。

との応答の後、裁判長は証拠品の禪を被告人に見せ、

裁 禪に血のりのついてゐるのは医者 の鑑定によると飛んだ血であると言ふが覚えはないか。

被 覚えはありません。

このようにBは一貫して犯行への関与を否認したまま、午後〇時に被告人訊問は終了し法廷は休憩に入った。

### ⑦証人訊問

午後一時二〇分、公判が再開され、証人訊問が行われた。最初に証言台に立ったのは、被告人の取調べに当たった清水警察署の警部補であった。陪審法は直接審理主義を採用しているため、陪審員は公判に提出された証拠のみに基づいて判断しなければならぬ。そのため、取調に当たった司法警察官も法廷に証人として出廷し、取調内容について証言をしなければならぬ。しかし、残念ながら、新聞はその内容を伝えていない。その後、目撃証人が証言台に立った。まず凶行現場を目撃していた女学生・安本証人の陳述である。

凶行当夜、三人の人が見えました。どんな顔をしていたか、夕闇なのでわかりませんが、一人がつまづいたと思ったら、仲の一人がおさへたが、この人は仲裁にはいたのかと思われました。それから私はすぐに家に帰って戸をしめてしまひましたから、あとは何もしりません。

証言は、凶行現場で三人の人物を目撃しているが、夕闇のなかで人物を特定できるものではなかった。次に、同じく犯行現場を見ていたという福本証人の証言である。

兇行当夜、CがAを訪れたとき、証人自身もAの家にいたので、何もかもしています(略)。Bが禪一つで外にと

びだしながら「やってしまえ」といったことははっきり覚えてゐます(略)。Bは出刃庖丁をもったことは知らない。次いで裁判長は、ガラス箱にいれられた兇器を被告に示しながら、次のような被告人質問を行った。

岩崎医の診察によると、被害者Cには十八ヶ所の切傷、さし傷があつて、此傷は日本刀および出刃をもったことを鑑定し、禪の血は東京音羽医学博士は飛血であると鑑定しているが、証拠物には意見はないか。

これに対し両被告人は、それぞれ次のように答えている。

被A 福本の証言がまちがつてゐます。Cの来たとき、福本は知りませんでした。

被B 「やってしまへ」とはいひません。

こうして福本証人の証言は被告人兩名によって否認され、争いのある事実となつた(鑑定意見に対する被告人意見は新聞記事に掲載されていない)。なお、この時、陪審員から次のような質問が發せられている。

金 出刃は家を出る時もつたものと、大地のかたにさしたものと同じか。

被 同じです。

ここで裁判長は休憩を宣した。



### ⑥ 検事論告、弁護人弁論

午後五時一五分から公判が再開された。再開後は検事の論告と弁護人の最終弁論が行われた。以下、その内容を当時の新聞記事から引用しておこう。まず検事の論告である。

本件の殺人事件は、俾のAが日本刀を使用し、Bが出刃を使用し殺害したことは、陪審員諸君はさきほどの証人の証言によって明瞭であると信ずる。ただAに於ては親父を助けて自分が罪を背負って立つ、被害者のCが斬りこんで来たり、Cがきたから止むを得ずやったと。それがAの腹の中にある。Bはやらない一点張りで通さうとしてゐる心中である。親子が法廷に立つことは悲しいことである。陪審諸君、可哀想である故に「あることをない」と言ひ憎いが故に「ないこともある」といふこれらの感情、情実にとらはれることは、我日本の陪審制度には反するものである。諸君の判断に待つのは、本件の被告が「やったか、やらないか」、この一点に注意して判断をしていただきたい。福本（目撃証人——引用者）の証言によると、Aが日本刀を出して被害者Cを追駈た。福本の証言に偽りはない。Bの「やってへ」と勧めた事も明らかである。Aが日本刀をもって外に出たとき、父が家にゐたことは親として出来得ないことで、これは常識で判断出来ると思ふ。女学生安本（目撃証人——引用者）の証言によると、一人の人を一人がおしつけた。これは無論Bだと考へられる。この時Bは出刃をつかった。このとき揮に血がついたのである。本件のやうな惨酷な十八ヶ所も乱（五ヶ所致命傷）したことは、もはや被告親子等に殺意があつたかどうかは問題外である。Aは日本刀と出刃をつかったことは認められないことである。親子共に陳述によつて責任觀念の薄いのは遺憾であると思ふ。Bは大正十五年傷害罪で二度刑を受けてゐる。この点からみても、彼は溫和しい人物とは考へられない。彼のこの性格からおして、「やつつけろ」ぐらゐは言い得る人と思ふ。これを要するに親子共謀によつてCを惨殺したことは明白である。この点を大注意して公平な判断を待つ。

最大の争点である被告人Bの犯罪事実の立証に関して、目撃証言は陪審員に「確信」を持たせるほどに決定的なものではなく、その他の物的証拠も乏しかったため、殺人罪を主張する検事の論告は多くの予断と推測に溢れるものとなった。かつて戒能通孝は、旧日本型の法廷は「歎願、泣きおとしその他の非合理的技術が発達」し、「客観的な証拠法の確立」が阻まれているところにその特徴があると指摘したが、古賀検事の論告はまさに旧日本型法廷に特徴的な法廷技術(客観的な証拠でなく、予断等に基づく非合理的弁論)を駆使するものであったといえるのではないか。

続いて立った弁護士・鈴木信雄は、真っ向から検事の論告を批判し、Bの無罪論を展開した。すなわち、

検事は、親子が共謀で殺人的意志のもとに目的を達したものと御意見であります。件が日本刀をもったことは事実であるが、親父が出刃をもったかどうか、親子が最初から殺意があったかどうか、これは相当に考へねばならない問題である。本件に関しては、私は検事と立場を異にする前提し、証人の証言に及び、女学生或ひは福本にしても偽りはないと思はれるが、突差の場合に於ては案外朦朧としてゐる場合が多い(略)。証人の証言にのみ信じきって判断をあやまらないやうにしていたゞきたひ。(略)犯罪人の心理は悪いことを成る可くかくしたいのが人情である。兇行時より十数時間を経て(血痕の付着した禪を——引用者)しめてゐたのは、兇行時についたならそれをかくすべきであるのに、兇行の翌日までしめていたのは、万之助が禪の血痕について何等やましいところがないと思つてゐたからであると考えられる。

このように信雄は、目撃証言も含め検事が提出した証拠は、被告人Bの殺人罪を立証するものとしてはきわめて根拠薄弱であると主張し、最終弁論を終えた。時すでに午後七時であった。彼はあくまで合理的な法廷技術に頼り、証拠に基づ

く客観的な判断を陪審員に求めたのである。

⑨ 裁判長説示、問書、陪審員評議

その後、公判は裁判長説示に移る。裁判長は陪審員に現場見取図を示して詳細説明を行い、次のように述べた。

被告Bが本件に関係したかどうかと云ふ事が一番争ひの元であると考へる。現にBは終始犯行を否認してゐる。この点については陪審員諸君は十分考慮して貰ひたい。尚兇器は二つあり（出刃と日本刀）、被害者にもこの兇器の痕があり、医師の鑑定に依るも事実である。之等の点についても考へられ、Bの利益、不利益に拘わらず、事実の真相を判断して頂きたい。

そして、裁判長は陪審員に次のような問書を手渡した。

問書 被告A

主問 AはBと共に本年八月十一日清水市松原に於てCを殺害したりや

補問一 Aは本年八月十一日清水市松原に於て単独にてCを殺害したりや

補問二 殺害の意志なくCを斬りつけ、殺すにいたるや

問書 被告B

主問 Bは本年八月十一日清水市松原に於てAとともに殺意をもってCを殺害したりや

補問 Bは殺意を以てCを八月十一日清水市松原に於て刺し殺害するに至りたるや

この問書に答えるべく、陪審員は評議室に向かった。時に午後八時四〇分。陪審員の合議が終わり、公判が再開されたのは午後九時五二分であった。しかし、公判廷に戻ってきた陪審員は、「いまだ結論を得るに至っていない」との理由で明日の公判続行を要求した。そこで裁判長は、その申し出の通り決定し、この日の公判を終了した。

⑩陪審員評議(二日目)

翌二月二日の公判は、午前九時四五分に開廷された。裁判長は、昨夜陪審員に手渡した問書への評決を得るため、陪審員が評議室に入ることを宣し、直ちに休憩に入った。この日も陪審員が結論に達するまでに意外の時間を要し、公判が再開されたのは午前一一時四〇分になってからのことであった。陪審員の評議の結果は、次のようなものであった。

被告Aに対する答申

主問 然り。

補問一 然らず

補問二 然らず。

被告Bに対する答申

主問 被告等が共謀の点は然り。殺意は然らず。

補問 然り。

要するに、争点となった被告Bの犯罪事実の認定については、殺意を認めず、傷害致死の成立を認めるものであった。これを受けて、裁判長は、「陪審員の答え、合議の結果、適当と見て採用する」と宣した。

⑪ 検事第二次弁論・求刑、弁護人第二次弁論、被告人最終陳述、判決言渡し  
引き続き量刑手続に入った。まず、検事の求刑である。

本件の被害者Cを殺害した被告等の手段方法は極めて惨酷である。この点甚だ許すべからざるほど重い。また一面、本件の発生を考へてみると、被害者のCの入かん（入監か——引用者）に被告Aは兄弟分でありながら、Cの留守中、彼の乾分軍曹と相助け守らねばならないのに、軍曹をおいだしたのが本件の動機であつて、被告等には一点の同情もあたひしない。

と主張して、被告Aについては殺人罪として懲役一二年、Bは傷害致死罪で懲役五年を求刑した。続いて信雄が最終弁論に立ち、次のような酌量論を展開した。すなわち、

陪審員諸君がBを殺人罪として見るかと思つてうれひたが、傷害致死罪として評決したのは立派である。（略）被害者Cは未決の中にて謹慎せねばならない境遇にありながら、手紙或ひは人によつて被告等を復讐するといふ（略）。被告Aは温和しい男で家もち、妻をもつて郷里から老父母を呼ぶ等、非常に殊勝な所がある。偶々、兇行前日、足に怪我をして、若しCが来たらと驚いて居たとき、Cがひどい見幕で乗込んで来たので、逆上のみならず本件の発生を見たのであるが、被告の心情を推察してみると同情に値する。

最後に信雄は、被告一家の哀れな現状を説き、事件発生以来、Bの妻は郷里に、Aの妻は実家に帰つて謹慎していることを紹介し、これらを総合して、「十分被告等の動機、心情、自首態度等に同情あつて、初めての陪審裁判をして明ら

意義ある裁判ならしめんことを」望むと結び、弁論を終えた。

被告人Aは最終陳述において裁判長に発言を求め、「被害者Cとは兄弟分であるから、初めから殺意はなかった」と述べ、「自分は最早世の中には出られないと思ふから死刑を宣告して下さい」と涙ながらに語ったという。その後、裁判長は五分間の休憩を宣した。

再開後の公判で、裁判長は、被告人Aに懲役一〇年、Bに懲役五年の判決言渡しを行った。ここに静岡地方裁判所最初の陪審裁判の幕が下りたのである。時に一二時四〇分であった。

### (5) 陪審裁判のその後

こうして静岡県における陪審裁判の第一歩が刻まれた。その後、静岡地方裁判所では、翌一九二九年に入り、相次いで次のような陪審事件が審理された。

回	月	件名	判決
第二回	三月	放火事件	無罪判決 <sup>(46)</sup>
第三回	四月	嬰兒殺し事件	執行猶予付き有罪判決 <sup>(47)</sup>
第四回	六月	放火事件	有罪判決 <sup>(48)</sup>
第五回	七月	殺人事件	有罪判決 <sup>(49)</sup>
第六回	一〇月	貫子殺し事件	有罪判決 <sup>(50)</sup> 有罪判決 <sup>(51)</sup>

ところで、陪審裁判の実施によって、信雄の——キャリア裁判官の弊害を是正し、正しい裁判を実現するという——期待は実現したのだろうか。<sup>(52)</sup>そこで、以下、静岡県における陪審裁判の実施成績を見てみよう。当時の静岡地方裁判所長・柏木五百次郎は、陪審法実施一年を回顧して、陪審裁判について——とくに陪審員の熱意や能力等について——概ね好意的な評価を下している。<sup>(53)</sup>すなわち、

楮果して此制度を採用して国民が能く此負担に堪ゆるか否かは識者の私かに疑問とした所であるが、既往一年間の実施後の成績を見て、余は制度の前途に対し大に意を強ふることであることを喜ぶのである。陪審事件となるものが予想よりは少いことは各地同様であるが、之れは殺人、放火等の重大事件は多く自白して居るからで、当管内には陪審を辞退するものは余りない。之れと同時に請求陪審事件もないので、自白せざる法定陪審事件として僅六件に過ぎない。内一件は当時継続中であるから、是迄開廷したのは五件で陪審員として選定せられたるものは全県下に渉り百八十人であるが、此内病氣若くは已むを得ざる差支の為に辞退した人が一件に付き二三人位あったが、他は皆正確に指定の時間に出頭せられて、甚だしき遅刻若くは欠席者のなかつたことは喜ぶべきことと思ふ。(略) 答申の結果も概ね穩健<sup>(54)</sup>妥当で裁判所の意見と一致し、不合理不相当と認むるもの、なかりしことは我らの最も喜びとする所である。

ただ、柏木によれば、実際の陪審事件数は事前の予想をかなり大幅に下回ったという。この一年間(一九二八年一〇月〜一九二九年九月)に静岡地方裁判所に係属した陪審事件は六件(うち一件は準備公判を終えただけで公判は未済)を数えた。<sup>(55)</sup>これに対し、初年度の陪審事件見込数がどの程度であったのか、その正確な数字は不明である。ただ、静岡地方裁判所が一九二九(昭和四)年八月段階で予測した翌三〇(昭和五)年度の陪審事件見込数が八五件<sup>(56)</sup>であったことから勘案

して、初年度の陪審事件見込数は八五件をある程度上回る数であったと思われる。

陪審事件数が当局者の予想を大幅に下回ったのは静岡県だけではなかった。例えば、東京地方裁判所は陪審事件数を年間一六一件と見込んだが、実際は一四件にとどまった。同じく大阪地方裁判所も一一八件の見込みに対し実績は一三件にとどまった。このほか、福岡地方裁判所では一一三件に対し五件、名古屋地方裁判所では八〇件に対し七件、そして長野地方裁判所では一六〇件に対しわずか一件であった。全国の地方裁判所の中には、陪審法施行から一年を経過しても一度も陪審裁判を開いていないところもあった(松江、青森、大津、富山、高松の各地方裁判所)。<sup>57)</sup>

柏木によれば、陪審事件数が事前の予想を下回ったのは、第一に法定陪審事件が少ないこと、第二に請求陪審事件が皆無であるという事情によるものであった。このうち前者について、法定陪審事件に相当する重大事件の場合、被告人の多くが自白しているため非陪審事件になってしまふところにある原因がある、という。これを筆者の理解に即して言い直せば、日本の捜査の在り方が法定陪審事件数を低く抑える要因であるということであろう。次に後者については、陪審を忌避する国民感情というものを考慮せざるを得ない。かかる陪審忌避感情を生み出す要因として、第一に陪審法に内在する制度的欠陥を挙げなければならない。例えば請求陪審事件では、もし敗訴すれば、被告人が陪審費用の全部または一部を負担しなければならない。このような規定がある限り、被告人が陪審裁判を気軽に利用するのは困難だろう。第二の要因として、『法律新聞』の次のような指摘を聞くべきだろう。すなわち、

我国の裁判制度の上に一つの新しいエポックを画するものとして多大の期待がかけられて居た陪審法が、昭和三年十月一日より全国一斉に施行されてから一年九ヶ月を経過したが、その間昭和三年十月から本年三月末日までの一ヶ年半において陪審公判に付せられた事件は、全国で百九十五件にすぎない。しかもこの内法定陪審事件が百八十五件もあるので、残りの僅十件が請求陪審と法定並に請求陪審事件との合計に過ぎない。しかも請求陪審事件は一ヶ年半を



通じて僅七件に過ぎず、如何に陪審法そのものが民衆の眞の理解を得てゐないかを如実に物語つてゐる。これは陪審法の生立ちにさかのぼつて見ればもつともなこと、我が国の陪審制度が官吏のなす裁判に対して民衆が不信を抱くの結果生れたものではなくして、往年の政友会全盛時代に時の首相原敬氏が国民多数の渴望であつた普選法に対し時期尚早を理由として議會を解散し民衆の反感を激発したるに對し、その代償として国民に陪審制度実施の口実を与へた原敬一流の政策からの所産であつたので、下より求めたるものにあらず、上から与へたものであつたこと、更に陪審の選択に當つて我國民の大多数は自分の秘密を広く陪審員にまで知らせることを嫌ふ傾向があり、しかも陪審による最終の決定をおそれて二審三審と上級裁判所の御厄介になることによつて幾分自分の刑罰が軽くなるやうな感じを抱き、しかもその間には弁護士も介在してゐるので、陪審を選ぶ傾向を殺ぎつゝ、あるやうに思はれる<sup>(58)</sup>。

要するに、請求陪審事件数が極端に少ないのは、陪審制度そのものが民衆の「眞の理解」を得ていないことの反映だといふのである。その根源には、日本の陪審法は民衆自らが要求し獲得したものでなく、「原敬一流の政策の所産」として「上から」与えられたものにはすぎないといふ事情があるといふのである（さらに、自分の秘密を広く一般市民に知られることを嫌う国民感情とそれを助長する弁護士の存在が、陪審忌避の傾向を強めてゐるともいふ）。

さて、静岡県における陪審事件数はその後減少を続ける。その過程で現れた新しい特徴は、法定陪審事件における辞退数の増加である。静岡地方裁判所管内では、一九二九（昭和四）年七月一九日、殺人未遂事件の準備公判において被告人が陪審裁判の辞退を申し出た（理由は不明）。これが静岡県において法定陪審事件を辞退した最初のケースである<sup>(59)</sup>。これを皮切りに、以後、陪審裁判辞退の動きは拡大していく。この点に關し、一九三二（昭和七）年七月、地元新聞は次のように報じてゐる。

民衆裁判の實際化として昭和三年十月に出来上った陪審裁判が此頃になって全くその機能を失ひ、事実上ミイラになってしまったと云ふ奇現象が静岡地方裁判所の法廷に映じ、目下法曹界の議論の中心となつてゐる。それと云ふのは陪審法施行以前<sup>(マ)</sup>昨年来までに静岡地方裁判所で取扱つた陪審裁判は全部で十四件の多数に上り、一時は被告達我も我もと陪審裁判の廻付を願つたが、それが今年に入つてからと云ふものは全くその聲が絶へ、陪審に付すべき性質の事件四十件がその悉が準備公判で「陪審だけは眞ッ平御免」と被告達が口を揃へたやうに辞退してゐる。今年になつて準備公判に付されたものは(中略)四十二人、四十件である。これが全部辞退し普通公判を要求するに至つたが、この原因を探究して見たら、端しなくも陪審制度の缺陷が発見された。それは静岡地方裁判所で扱つた陪審事件十四件の中、無罪となつたのは僅に一件で、其他は全部陪審員の「然り」との答申を受けて有罪となり、被告にとつては頗る不利な結果を残してゐるのである。是は陪審員の事件の解釈如何がそうさせたのであつて、實際に陪審員なるものが事件の冷靜な、そして社会的見地からしての判断が下されたるや否やは非常に疑はれるのであり、こゝに於て被告は陪審員の「頭」に信が置けなくなり、断然陪審裁判を敬遠するやうな傾向になつて来たもので、静岡地方裁判所では斯うした陪審裁判の危機?に直面して来たので、これが対策を講ずると共に今後の成行を重大視してゐる。<sup>(60)</sup>

一九三二(昭和七)年に入ると、同年七月までの七ヶ月間で準備公判に付された四〇件(被告人四一人)のすべてが陪審裁判を辞退したという。その結果、陪審制度そのものが「ミイラ」化したとまで酷評されるに至つてゐる。問題は、この時期に急激に陪審裁判辞退の動きが広まつた原因である。前出の新聞記事によれば、陪審裁判三年余の——陪審事件十四件のうち無罪となつたのは一件のみ(無罪率約七%)という——実績が被告人に不利なものと映じ、それが陪審員の審理能力への不信感を生み、制度利用を敬遠させることになつたという。

しかし、我々は、この新聞記事をそのまま鵜呑みにはできない。周知のように、陪審法は一九四三(昭和一八)年まで

の一五年間施行されたが、その間の全国の陪審事件総数四八三件、うち有罪三七七件、無罪八一件、公訴棄却その他二五件であり、全国平均の無罪率は一七％であつた。これに比べれば、静岡県の無罪率（三年余の平均約七％）は確かに低い  
が、それでも通常裁判における無罪率と比較すれば、依然として高率である。大量現象として見れば、陪審裁判は被告人  
に有利に機能しているのである。にもかかわらず、一般市民の中には——陪審裁判は被告人に不利であるという——「偏  
見」が浸透していたのであろうか。今後の検討課題としたい。<sup>(61)</sup>

他方、制度利用の不振にもかかわらず、陪審裁判は日本の刑事司法手続の改善に重要な貢献を果たしつつあつたことも  
指摘しておくべきであらう。例えば、一九二九（昭和四）年六月に開催された地方長官会議において、当時の原嘉道司法  
大臣は次のような訓示を發している。

陪審事件に就きましては制度上直接審理の主義を貫徹する結果、警察官が証人として法廷に於て陳述する場合が非常  
に多いのであります。従つて、其捜査の経路に関する陳述は勿論、法廷に於ける態度言語等は事実の中心目標となり、  
延いて陪審員等に於て痛切深刻なる印象を与え、事件の判断に影響する処は頗る大なるものがあるのであります。各  
位は深く之等の点に留意せられ、以来努めて優秀なる警察官をして司法警察事務に当らしむると共に適切なる訓練を  
施し、且つ職務に習熟したるものは成可く長く其の地位に止まらしめ、以て司法警察の改善進歩に努力されむ事を希  
望致します。<sup>(62)</sup>

直接審理主義を採る陪審裁判では、当該事件の捜査を担当した司法警察官を直接法廷に喚問され、証人尋問をうけるこ  
とになる。そのため、警察官に対する証人訊問の帰趨如何が裁判の行方に大きな影響を与えることにならざるをえない。  
そこで、司法当局としても、司法警察官の質的向上を図り、陪審員の信頼を勝ち取る必要に迫られた。こうして、従来や

やもすれば馴れ合い勝ちであった捜査・公判の在り方に対して、陪審裁判は一定程度の見直しを迫ることになったのである。<sup>(63)</sup>

しかし、こうした見直しが現実的な成果をもたらしたのか否かについて、我々は明確に語ることはできない。ここでは参考のために一九三〇(昭和五)年の新聞記事を引用しておこう。すなわち、

陪審裁判は既報の通りの不人気であるが、その後も引続きいよいよ甚だしい悪成績を示してゐる。それでも昨年度は全国で百四十一件を数へたが、本年度は八月末現在が僅かに五十一件で、その後の四ヶ月を見積つても昨年の半数にも達しない始末である。殊に富山、松江、青森地方は実施以来既に三年になるが、まだ一回も陪審裁判を開かないので、折角巨費を投じて建てた陪審員の宿舎は裁判所員の宿直や娯楽室に充てられ、厳しく改築された新法廷は蜘蛛の巣だらけといふ有様で、司法省でも漸次予算の減少を余儀なくされ、同時に陪審の将来に就いて勘考されるに至った。しかし、一面、陪審の実施によって檢察事務が頗る用意周到になったことは本法の与へた大きな効果の一つで、捜査上最も難件とされて居る放火事件の如き、証拠薄弱から陪審裁判の結果無罪になるやうなことがあつてはとの懸念から、警察や検事局の取調べは非常に慎重綿密になった、め、従来<sup>(64)</sup>のやうに予審免訴などが殆ど影を絶つに至つたといふのである。

これによれば、陪審裁判の実施によって、一方での不振振りにも関わらず、他方では捜査機関の取調が「頗る用意周到」なものになるという効果を發揮し、その結果予審免訴などは「殆ど影を絶つに至つた」というのである。陪審裁判が捜査機関の捜査活動に実際にチェック機能を働かせているといえそうである。その限りで、英雄の期待はある程度叶えられたといえるだろう。しかし、陪審事件数の急激な減少とともに、このようなチェック機能も急速に失われていくことは想像

に難くないところである。

- (1) 司法当局は、少なくとも大正後期以降、しばしば人権蹂躪問題に言及しその是正を指示していた(例えば、司法大臣官房秘書課編『部外秘』大審院長検事総長訓示演述集・附大審院部長、同検事注意事項』司法省、一九三三年、二六六、三〇一、三四七、三七二、三八二頁)。にもかかわらず、事態は一向に改善されなかった。
- (2) 小田中聰樹『刑事訴訟法の歴史的分析』(日本評論社、一九七六年)。
- (3) 改正刑事訴訟法については、小野清一郎『刑事訴訟法』(末広徹太郎編輯代表『現代法学全集』第五卷、日本評論社、一九二八年、一八三―三二〇頁)、牧野英一『重訂刑事訴訟法』(有斐閣、一九二八年)、前掲・小田中『刑事訴訟法の歴史的分析』等を参照。
- (4) 『静岡民友新聞』一九三三年二月一日、一五日、一六日付の三回にわたって連載。
- (5) 例えば、予審判事等は、被告人を勾留した場合には、その身体及び名譽を保全することに注意しなければならない(九二一条)、捜査・捜査については秘密を保ち、かつ被疑者その他の名譽を毀損しないように注意しなければならない(一一四、一二五三条)、等々の規定がある。
- (6) 磯谷幸次郎「人権蹂躪の根本問題」(『法律新聞』第三二六九号、一九三〇年九月三日付)。
- (7) 聴取書については、とくに前掲・小田中『刑事訴訟法の歴史的分析』一四〇頁以下、三二六頁以下、四二四頁以下、を参照。
- (8) 弁護人が予審の証人調に立ち会うためには、証人調への日程等について事前に通知してもらわなければならない。しかし、予審判事がそうした通知を弁護人に発するのは極めて稀であった。山口與八郎弁護士は、一九三一年九月現在、「實際問題として果して弁護人・是等の通知をなされて居るや否や、吾々の今日まで担任したる事件中未だ嘗て其例がないのみならず、吾人の知る範囲内に於ても之を聴かない」と述べている。また山口は、書類閲覧規定の存在を知らない予審判事が、弁護人からの閲覧請求を不許可にしたと

という逸話を紹介している(同「刑事訴訟法中の空文(二)」、『法律新聞』第三三〇六号、一九三一年九月五日付)。

(9) 明治刑事訴訟法は、捜査機関に強制処分権限を与えていない。例外的に、現行犯の場合に限り、強制処分権限を認めるのみである。これに対し改正刑事訴訟法は、現行犯以外に次のような例外を設けた。第一に、検事は捜査上強制処分を必要とするときは、公訴提起前といえども、押収、捜索、検証、被疑者勾留(一〇日間の勾留制限)、被疑者・証人訊問、鑑定の処分をその所属地方裁判所の予審判事または所属区裁判所判事に請求することができる。この場合、判事または予審判事が当該処分をなしたときは、速やかに書類及び証拠物を検事に送付しなければならない。第二に、急速を要する事件(要急事件)において、検事はその捜査に付自ら強制処分をなすことができる。なお、要急事件とは、被疑者の住所が不定のとき、現行犯が現場に不在のとき、現行犯の取調により共犯を発見したとき、既決囚やその他の被拘禁者が逃亡したとき、死体検証により犯人を発見したとき、常習強盗窃盗犯が罪を犯したとき、をいう。

(10) 前掲・小田中『刑事訴訟法の歴史的分析』一二頁以下。

(11) ちなみに、海野晋吉弁護士が師事していた大場茂馬弁護士は、改正刑事訴訟法について次のような態度をとっていた。「先生はその後の刑事訴訟法改正について、『毎日新聞』に非常に長い論文を書かれたことがあります。「刑事訴訟法にあらざるして検事訴訟法なり…」というのがその論文の書き出しです。ご自分も検事をなさったことがあるけれども、もともと検事の調べはあまり信用できないんだという考えを持っておられた。こういう問題になると、予審ですらこういう間違いがある。検事の見解は決して信用するに足らないんだと痛感されて、ああいう刑事訴訟法の改正に対する強硬な反対論を書くに至られたのだと思います。」(前掲・海野『ある弁護士の歩み』五五頁)

なお、大場茂馬(一八六九〜一九二〇)は一八九二(明治二五)年に代言人免許を取得。その後、一八九五年秋田県大館区裁判所判事を皮切りに、司法官の道を歩む。一九〇五年退職してドイツに私費留学し、一九〇八年帰国。一九一三(大正二)年、著書『陪審制度論』により東京帝国大学から法学博士号を授与される。同年、大審院判事に任官。翌一九一四年、同職を辞して、弁護士開業。

大場については、おもに堀内捷三「大場茂馬の刑法理論」『法律時報』五〇巻二一號、七四〇八五頁、大塚仁「刑法における新・旧兩派の理論」日本評論社、一九五七年、等を参照。

(12) 一九二七(昭和二)年七月一日、警察部長事務打合会の席上で当時の小山検事総長は、改正刑事訴訟法の実施状況について次のように述べ、捜査機関の立場から改正刑事訴訟法の施行にもかかわらず、依然として人権蹂躪問題が発生している事実を認めている。

改正刑事訴訟法は道義を基本とし人権を擁護するを以て本旨と為し幾多の規定を設けたことは各位の熟知せらるゝ所なり。然るに同法施行以来の実績を視るに、司法警察の職に在る者にして其の職務を行ふに当り、被疑者其他の關係人に対し動もすれば之を叱咤し又は毆打拷責を加へて凌虐を敢てし、為に起訴せらるゝ者未だ其の跡を絶たざるは頗る遺憾とする所なり。(前掲『大審院長検事総長訓示演述集』二六八頁)

改正刑事訴訟法下における刑事手続の実態については、小田中聰樹『刑事訴訟法の史的構造』(有斐閣、一九八六年)を参照。

(13) 「合百師」については、鈴木信雄の長年の友人でもあった村本喜代作の説明を参照されたい。「合百」というのはね、ブルースともいう。上石町に米穀取引所があった。そこでもぐりが集まって合百をやったんです。これは簡単なんです。一錢でも上へ行けば取られちゃうんです。相場が平均から一錢でも下がればそれを取っちゃうんです。「合百」というんだから、二つ合わせて百で、五十一になれば一のやつが賭けたのを全部取っちゃう。早く言えば上がり下がりという簡単な相場なんです。これに村松義作という暴力団が入ってサヤを取って、二割取る。勝負は簡単だから、賭けて上がればもらえるし、下がればもらえないというだけだから、非常に簡単だった。」(前掲『静岡県弁護士会史』三四頁)

また、鈴木信雄も、次のように説明している。「静岡に上石町というところがある。これは国で許可しておいた米の取引所があった。その米の取引所で米相場が毎日立つ。そこへ取引員という公に許可された者が店を持っておってね、軒を並べており、売るとか買うとかいうことを一般の人が皆やっちゃったわけ。ところがその公に許可になった店へ行くと、手数料も高い、またある程度まとまった金でないとぐあいが悪いんで、そこでいまの競輪のノミ屋と同じなんです。その付近に駄菓子屋だとか、夏になると氷を売っ

てる店とかに、とぐるを巻いて、みんなで賭けるんだ。きょうの午後の米相場は上がるか下がるか、上がったら幾らになる、下がったら幾らといった金を払う、米の相場の上がり下がりによって、買った金をなくせる人もあるし、三倍なり五倍になって返る人もある。これが大勢毎日集まっとったんですね。それで公に許可になった取引所というのがかえってさびれとった」(前掲『静岡県弁護士会史』三五頁)。

- (14) 『静岡新報』一九二六年二月二六日付。  
 (15) 『静岡新報』一九二六年二月二六日付。  
 (16) 『静岡新報』一九二六年二月二七日付。  
 (17) 前掲『静岡県弁護士会史』三六頁。  
 (18) 『静岡新報』一九二六年二月二八日付。  
 (19) 『静岡新報』一九二六年二月二八日付。なお、これは岡崎伊勢蔵弁護士の談話と思われる。  
 (20) 『静岡新報』一九二六年二月二八日付。その後、弁護団がどのように行動したのかは不明である。  
 (21) 『静岡民友新聞』一九二六年三月二四日付、二六日付。なお、同年六月、公判に付せられた三三名全員に有罪判決が下された(『静岡民友新聞』一九二六年六月二五日付)。  
 (22) 前掲『静岡県弁護士会史』三五〜三六頁。  
 (23) 例えば、『静岡民友新聞』一九二六年九月二四日付は、「官権濫用に対し／当局糾弾の烽火／貨物採取検挙の横暴に措置／静岡在野法曹団起つ」との見出しで、次のように報じている。「既報、恰なく天下の耳目を聳動させ鉄道線路が敷設しある処何れも斯様な犯罪ありとまで鉄道史上二抹の暗影を投じた東海道線浜松、沼津間鉄道乗務員の貨物採取事件も漸く一段落を告げ、目下浜松、静岡、沼津各区裁判所で窃盗罪として起訴され公判に付されているが、こんかいこれが大検挙に当たった本県刑事課の非人道的な行為がはしなくも暴露して来た。鉄道当局では勿論各関係者は是が検挙當時に就て実地調査を行った処、被疑者の家宅捜査に際し静岡駅荷物取



扱手村松某方では官給品の合羽、同小林謙一郎方では鉄道省のマーク入の官給前かけその他、荷扱車掌橋本識方では同人実父所有の封筒用紙迄埋藏品として押収したり。又取調べ訊問に際し刑事課員の態度等につき具体的事実が分明し、検挙された荷扱手一同は官憲の措置に痛憤し、静岡在住弁護士会では刑事課の暴挙を見るに忍びず、結束して当局糾弾の烽火をあげ、来る二十八日区裁判所第二回公判に於て右事実を摘発すると、右に就き弁護士側では「事件が落着かないうちはまだどうも申し上げられないが、非現行犯を現行犯扱ひにした解釈の相違はまだしも、無理に罪に落した証拠なども充分あり、その内容を飽くまでも摘発し当局と黒白を争ふ」という。ここで静岡在野法曹団が問題にしているのは、非現行犯に対する令状なし逮捕、(虚偽自白の強制を含む)証拠の捏造、被疑者に対する拷問などの捜査手法である。

24 鈴木信雄個人の人權蹂躪問題への取り組みは弁護士会レベルにとどまるものではなかった。彼は個人的にも人權蹂躪事件を手がけている。その中には、当時、世上の注目を集めた窃盗及び文書偽造事件再審公判もあった。これは見付署管内で発生した冤罪事件で、信雄は被告側弁護士としてこの再審公判の法廷に立ち、無罪判決を勝ち取った。この事件の経過については、『静岡新報』一九二九年六月一三日付、九月五日付、十一月二〇日付、十二月一日付、二五日付、等を参照。

25 陪審法に関しては、以下の文献を参照。中島玉吉『我国の陪審法』(大阪毎日新聞社・東京日々新聞社、一九二三年)、平尾縫太郎『陪審法の話』(大阪巖松堂書店、一九二四年)、溝淵孝雄『陪審法釈義』(清水書店、一九二四年)、花村四郎『陪審法通義』(清水書店、一九二五年)、司法省刑事局『陪審制度の話』(司法省刑事局、一九二六年)、林頼三郎『日本陪審法義解』(中央大学、一九二六年)、磯谷幸次郎・柳川勝二『陪審の常識』(法曹会、一九二七年)、大森洪太『陪審法』(末広巖太郎編輯代表『現代法学全集』第二四巻、日本評論社、一九二八年、二七三〜四三三頁)、牧野英一『重訂刑事訴訟法』(有斐閣、初版・一九一六年、重訂・一九二八年)、大日本陪審協会編纂部『陪審手引』(大日本陪審協会出版部、一九三二年、復刻版・四宮啓監修、現代人文社、一九九九年)、三谷太郎『近代日本の司法権と政党』(塙書房、一九八〇年)、丸田隆『陪審裁判を考える・法廷にみる日米文化比較』(中央公論社、一九九〇年)、最高裁判所事務総局刑事局編『我が国で行われた陪審裁判―昭和初期における陪審法の運用について―』(司法協会、一九

九五年)、等。

20 前掲『静岡県弁護士会史』五〇頁。

21 鈴木信雄は、一九七五(昭和五〇)年二月二日、静岡弁護士会館において、「陪審制の実例とその問題点」と題する講演を行っている。この講演に接する機会を得られた利谷信義氏は、その後、論文「貫い子殺人陪審裁判」(潮見俊隆他編『松井康浩弁護士還暦記念・現代司法の課題』勁草書房、一九八二年、二〇五―二五一頁)を纏められた。信雄の陪審制度との関わりを考えると必読の文献である。

この講演で述べられた信雄の意見はおおよそ次のようなものであった。戦前陪審制は失敗に終わったが、その原因は、第一に陪審法の規定の不備、第二に陪審員が官尊民卑の思想から抜け出せなかったこと、第三に当時の弁護士が無力があったという(前掲・利谷「貫い子殺人陪審裁判」二四八頁)。

22 注22参照。当時の警察組織で、違法な身柄拘束、虚偽自白の強制、証拠のねつ造などの違法な捜査活動が日常的に行われ、常に社会問題化していたという事実は、当時の新聞記事を少しでもめくれば直ちに明らかとなる。こうした捜査手法がはびこる背景には、当時の捜査機関として裁判所の中に根深い自白偏重主義があったことを指摘しなければならぬ。捜査機関は、令状なし逮捕や拷問による自白強制を行っても、被疑者・被告人の自白さえあれば公判で有罪判決を得ることができると考えていたようである。例えば、『静岡民友新聞』一九二六年一月二八日付が「拷問に堪えず/心にもない自白/被告春吉前審の供述を翻へす」との見出しで報じた次の事件は、警察・検察・裁判所が被告人の自白だけを唯一の証拠として有罪を認定した典型例——幸い、二審では検事自らが「無罪」の論告求刑をせざるをえなかったという点では、ごく例外的な事例ではあったが——であった。すなわち、「掛川区裁判所に於て窃盗の事実を認められ懲役八ヶ月、三年間執行猶予の言渡しを受け、控訴して第一審及検事廷に於ける陳述の一切を翻へし窃盗の事実を全然否認し、川崎署員の殴打にたへかねて申立てたのだとて、近來の怪事件として視聽をひいていた榛原郡吉田村大幡〇〇農A(四五)の窃盗被告事件公判は二十七日静岡地方裁判所田沼裁判長古賀検事立会開廷。Aが第一審及検事廷で申述べた十二年

十二月より本年六月迄犯意を継続して居村曾根善作外数軒より米計十俵余を窃取した事に就ては物的証拠となるべきものが一つも無く、唯単に本人の自供に基いて審理して来たが、前陳述を全然虚構であると打消したので、爾来古賀立会検事は証拠不十分で無罪を求め、弁護人は数個の反証を揚げて当然無罪であると論じ、Aは迷信が深く、本春猫を大井川に投げ棄て巫女に視て貰った処恐ろしい祟りがあると云はれ氣を病んでいた矢先、警察へ引致され、此の程度で祟りから逃れるならと極簡単な頭で虚偽な申立をしたのであると弁じ、判決言渡しは二十九日午前九時」。

なお、この点に関連して、大日方純夫『近代日本の警察と地域社会』(筑摩書房、二〇〇〇年)二三〇頁以下、参照。

② 例え、予審判事の職を経て弁護士となった中西惣三郎は、自らの経験を踏まえながら、次のように語っている。「在官時代には陪審反対論で陪審などの必要はないと思って居た。しかし判事を止めて弁護士になってからの考では陪審は必要と思ふ。(略) 在官時代には何うしても警察官又は検事局で作成した書類が判断の基礎になる。従って予審廷や公判廷で被告人が種々弁解したり又は反対の証拠を出しても、書類を見て先入主となって居るので、被告の弁解や証拠は作って出したもので本当でないと思ふ疑が起きて、容易に信用が出来ぬ。それ故何うしても判事は書類に囚はれ、何時も自分の判断が正当であると考へて居る。従って適正なる司法権の運用を望む為めには陪審の必要がある。」(『法律新聞』第一六〇四号、一九一九年一〇月一〇日付)

なお、中西惣三郎は、一八七八(明治一一)年一月山梨県甲府に生まれる。一九〇三年日本大学卒業。翌〇四年司法官試補、〇六年判事に任じ、長野・長岡・宇都宮・静岡・千葉の各裁判所に在勤。その間、民事部裁判長、予審判事、刑事部長となる。一九一八(大正七)年二月退職し、同年三月静岡市西草深町で弁護士を開業。一九四五(昭和二〇)年一月死去。(前掲・橋本「静岡県代官人・弁護士人名一覽」七八頁)

③ 前掲『静岡県弁護士会史』五〇―五一頁。

④ ついで浜松市では、同年七月二十九日から三日間の予定で上演された(『静岡民友新聞』一九二六年七月三〇日付)。

⑤ 『静岡民友新聞』一九二六年七月二〇日付、二一日付。

83 参考までに、「社会劇／裁かる、日」の梗概を左に紹介しておこう(『静岡民友新聞』一九二六年七月二〇、二二日付)。

◎場 割

(一) 日暮の村 (二) 瀬尾傳吉宅 (三) 濱崎屋店頭 (四) 巡査駐在所 (五) 模擬裁判

◎主 役

一、瀬尾 傳吉	一、長女	お袖	一、不良青年	敏夫	一、娘	お染	一、其他端役	多数
一、女房	お要	一、次男	常雄	一、国野巡査	一、村の娘大せい			
一、長男	新太郎	一、悪友	有木留造	一、濱崎屋主人	一、村の若衆大せい			

第一場 日暮の村

父傳吉の不行跡から貧しく暮すお袖は、今度の村の祭りにさへ、朋輩から着衣が汚いとのけ者にされた。工場帰りの兄新太郎は是を目撃して、着物は幾らでもあるとお袖を慰め我家に帰らして、自分は晴衣の調達に又町の方へ戻った。新太郎が通ふ工場主の倅敏雄は、以前新太郎と許嫁であったが傳吉の不身持から沙汰止みとなつて濱崎屋の娘お染に思ひを寄せてゐた。神社の傍で行きあつたを好い機に今にも挑みか、らうとした時、以前の新太郎が風呂敷包を抱え乍ら帰つて来たので、お染は危く助かった。俊雄は長蛇を逸したやうな積りで、新太郎、貴様は明日から己れの工場は首だと威嚇して去つた。新太郎とお染は久し振りであったのだ。久濶の話より何より父の傳吉の素行の改まる見込みがないから、的確に破縁して自分の幸福の道を辿つてとお染に云つた……。むろん新太郎の眼にも、お染めの目にも、親故に泣く果敢ない縁に涙はみちてゐた。人聲に誤解されまいと、二人は日暮の森のよい闇の中に消えた。後へ新太郎の父傳吉は、今日も賭場で負た貸借関係から、悪友留造と二人して争ひながらきた。

二場 瀬尾傳吉宅

傳吉の不心得から、村一二の資産家も今日は其日の煙も細々と、女房お要と新太郎やお袖達の工場通ひの工賃で暮す浅ましき。新太郎はどう都合したか、お袖と常雄(盲目)の晴衣を買つて来た。子供心の兩人の喜ぶ顔を見て安心して夕飯の支度と米買に町に走

た。後へ傳吉は来て、相変らずの難題の果ては、新太郎が今求めて来た計りのお袖と常雄の晴衣を奪ひ取る様にして留造に渡した。留造は一目散に走って行った。傳吉は、不身持を諫止する女房我兒を却って打擲して、煙のやうに去った。新太郎は帰来して父の暴状を聞いて、口惜し涙にむせんだ。もう忍耐しきれないで父の後を追ふとした刹那、以前の留造がきて何事かを新太郎に囁いた。新太郎はウムよしと駈け入ったを見送り、いやな笑ひを洩らしているのは、工場主の倅敏夫であった。

### 三場 濱崎屋店頭

よい祭りの祝ひ酒飲む客で店頭は随分と賑った。折から秋の空の変わり出しそうに成ったので三々伍々去ったが、留造と傳吉はしきりに口論をはじめ、留造は傳吉に手強くなぐられたが、濱崎屋の主人の仲裁で怨み後に残して去った。外出から帰った娘お染と二人して当家の主人は傳吉の素行に就て注意をした。無論馬耳東風であった。新太郎がふびんだと嘆聲を洩らして主人はお染に留守を云ひつけ、年寄衆の集會に赴いた。駈けつけて来た新太郎は、父に自分の衷情を訴へて妹弟たちの衣類を還せと迫る中に、親子は争ふ折から大雷雨となり停電して真の闇。お染は驚いて救ひを求めに走る。後へ何者か来て親子の争ふ中に飛び込む。三ツ巴に暗闘は続けられた。傳吉はウムと一聲悲鳴をあぐる。怪漢は闇へと消えた時、濱崎屋親娘はちようちんをつけに来た。さうして傳吉が紅にそみ倒れ、新太郎の顔面と云はず着物と云はず付着する血のあと、悲愴の場面に驚いた。傳吉の致命傷は眉間をビール壘で毆打されたに起因し、現場には壊れたビール壘と男帯と主の不明な手拭だけが落ちてゐた。

### 四場 笹間巡査駐在所

国野老巡査の娘相手の独身生活にも以前酒と云ふ問題があっただけに、国野は目下の新太郎の家庭には少からず同情した。其新太郎が、而も親殺しの犯人として現場で逮捕せられた。証拠としてビール壘、手拭と、お染親娘に工場主の倅敏夫とだけであった。不審な点は証拠と符合せざる新太郎の供述であるが、本人が自白に今は正犯人として本署へ護送するより外方法はなかつた。老いたるお要、妹お袖、盲目の常雄等来りて哀別の涙しばし。それも国野巡査の寛大なるで好意あつた。斯くして同情ある不可解なる事件は、国民の要望に依りて生れたる陪審裁判所に付せられたのであつた。正犯は新太郎か誰……舌端火を吐く弁護士及陪審員の表決にて如

何に展開せらる、や——問題の模擬裁判の公開となる。

③4 『静岡民友新聞』一九二六年七月二〇日付。

③5 前掲・大森「陪審法」三六二頁。

③6 静岡市役所編『静岡市史』第三卷(名著出版、一九七三年)四三二頁。

③7 初年度に当たる一九二七(昭和二)年の静岡県内各市町村への陪審員候補者割当数は不明である。そこで、参考のために、一九二九(昭和四)年の陪審員候補者割当数を紹介しておきたい。すなわち、一九二九(昭和四)年八月現在、静岡県内の陪審員資格者五万一一三三名の中から選出すべき陪審員候補者の人数は三〇六〇名——陪審事件数に換算すれば八五件分——とされ、これをもとに各市町村への割当数が決定された。その結果、静岡市二〇六名、浜松市一五八名、清水市七三名、沼津市六一名、焼津町三二名、島田町三一名、藤枝町二七名などとなった。これをうけて、各市町村はそれぞれ有資格者の中から陪審員候補者を選出する手続に入る。例えば、袋井町や島田町は一月に陪審員候補者を決定した。実際の陪審裁判開廷に当たっては、こうして用意された当該年度の陪審員候補者名簿の中から、陪審事件毎に順次陪審員候補者三六名が選出されるのである。(『静岡新報』一九二九年八月二六日付、一月二二日付)

③8 前掲『静岡市史』第三卷、四三一頁。

③9 『静岡民友新聞』一九二八年八月二一日付は、新築なった陪審法廷について、次のように報じている。「静岡地方裁判所構内に総工費四万九千九百三十円を投じて今春来建築中だった陪審法廷が愈々落成したので、今二十一日午前中希望者の参観を許す筈だから、希望者は同裁判所書記課迄申出でらるべく、この陪審法廷は法廷だけ三十八坪あり、正面一段小高き処に裁判長陪席判事、右手に書記、左手に検事と云った形に席が設けられ、その右手には二段になって陪審員席、左手にも二段になって弁護士席が設けられ、弁護士席前には約二坪ばかりが木柵になって被告席が設けられ、被告席から六尺ばかりさがった処に傍聴席が設けられ、木柵で境を為し、其前に新聞記者席を設ける事になってゐる。中央には数個の四隅に四個の電燈装置がしてあり、係官の出入口は全部カーテンが装置

され、延内の天井は卵色、四方は舶来の襖紙で貼られ、なかなか気持ちよく理想的の建築である。尚法廷の後方には検事室、書記室、判事室、陪審員控室、同評議室等が設けられ、外部はライトセメンの建築ゆえ花崗岩の建築の如く頗る立派である。更に陪審法廷に並立して陪審員宿泊所が二階建に建築され、階上は日本室が二間西洋室が三間宿泊所に当られ、階下には宿泊しても差支ないやうに長州風呂、洗面所、小使室、娯楽室、応接間等があり、この総坪数八十一坪で陪審法廷陪審員宿泊所共に便所は全部水洗式になって居り、この建築は裁判所自慢になるものである。」

(40) 『静岡民友新聞』一九二八年九月二三日付によれば、模擬陪審裁判で審理される事件の内容は、次のようなものであった。「事件は仮設殺人事件を取扱ったので、公判内容は原籍栃木県上都賀郡足尾町道洞五千五百五十八番地、当時静岡県駿東郡大岡村四百十番地農神原伴蔵方雇人細井恭太郎は、内縁の妻百沢よしと共に、同家に養蚕手伝ひとして雇はれてゐたが、大正十年五月二十五日しが恭太郎の言ひ付けに対し口答へをなしたので、恭太郎はよしの心底を確めんとし、同夜十時頃同人を外に連れだし、ひそかに押収の出刃包丁を懐中して同郡長泉村下土狩牧堰橋付近に至り、路傍にた、ずんで其仕打を詰問したところ、よしは口返答をした覚えがないと言ふので被告は之を憤り、浅慮にも突然所持せる出刃包丁を揮ひ、よしの左胸側第九肋骨部に突きさして殺害し、直に同村巡査部長派出所に自首したる内容」であつた。

また、さらに『静岡民友新聞』一九二八年一〇月二日付は、模擬陪審裁判の陪審員と予審終結決定書の内容を次のように報じている。

朝刊所報模擬裁判は、一日午後一時より、静岡地方裁判所の陪審法廷にて、古松裁判長、高木、藤井両陪審判事、神谷書記、古賀検事係り、堀、村松、中田、中西弁護士、陪審員左記十二名諸氏出席の上開廷。

#### 模擬陪審裁判出席者

静岡市鷹匠一の一八 物品販売業 松原□次郎

上魚町 同 長谷川鎮松

弁護士鈴木信雄と近代地域社会(2)

梅屋町一	同	福井一郎兵衛
紺屋町四一	同	稲葉 精平
両替町五丁目	同	町塚久次郎
西草深町二の四三	同	小泉為次郎
東草深町二の三五	官吏	阿部保太郎
新通六丁目	金属工業	堺 又藏
安倍郡安東村大岩九六	農業	竹下仁三郎
同安東村大岩一七四	商業	秋山 泰治
大里村稲川七〇	農耕業	小長井鋼太郎
東豊田村長沼四〇七	公吏	石原 錠作

一般傍聴人(一〇名略)

模擬陪審裁判予審終結決定書

本籍栃木県上都賀郡足尾町通洞五五八八番地、当時静岡県駿東郡大岡村四一〇番地榊原伴蔵方

雇人 細井恭太郎(二三)

右殺人被告事件に付予審を遂げ決定すること左の如し

主文

本件を静岡地方裁判所の公判に付す。

理由

被告人は内縁の妻百沢よしと共に肩書榊原伴蔵方に養蚕手伝として雇はれ居たる処、昭和三年五月二十五日よしが其言付けに對



し口返答をなしたるより、同夜十時半頃其心底を確めんと欲し同人を連れ出し私に押収の出刃包〔刑案誌〕「よしは口返答をせずと云ひ」〔刑案誌〕「なかりしかば被告人は之を憤り、浅慮にも突然右出刃包丁を揮ひ、よしの左胸側第九肋骨部に突きさし以て之を殺害し直に同村巡査部長派出所に至り自首したるものなり。以上の事實は証拠十分にして其所為は刑法第九九条に該当すと思惟するにより刑事訴訟法第三三条に則〔マツマ〕に主文の如く決定す。

明治三年七月七日

なお、この模擬陪審裁判は、結局、陪審が有罪と判断し、裁判長から懲役二年の判決が下され、一日で終了した。『静岡民友新聞』一九二八年一〇月二日付。

(41) 『静岡民友新聞』一九二八年二月一日付。

(42) 『静岡民友新聞』一九二八年二月五日付。

(43) 以下の公判に関する記述は、とくに断らない限り、『静岡民友新聞』一九二八年二月二〇日付、二一日付、二二日付による。

(44) 鈴木信雄が官選弁護人を務めた「貫子殺人陪審裁判」では、信雄が法廷に入るまでは、誰が陪審員であるか分からず、かつ質問も許されなかったので、忌避はまったくしなかったという（前掲・利谷「貫い子殺人陪審裁判」二二四頁）。おそらく、第一陪審裁判においても事情は同様であったと思われる。

(45) 戒能通孝『自白と裁判（法律学大系法学理論篇）』（日本評論社、一九五一年）「序」三、四頁。

(46) 『静岡民友新聞』一九二九年三月六日付、七日付。

(47) 『静岡民友新聞』一九二九年四月一日付。

(48) 『静岡民友新聞』一九二九年六月二日付、一三日付、『静岡新報』一九二九年六月二日付、一三日付、一五日付。

(49) 『静岡新報』一九二九年七月四日付、五日付、六日付。

(50) 『静岡新報』一九二九年一〇月二日付、二三日付、二四日付、二五日付、二六日付、二七日付、二八日付、十一月一日付、三日

付、六日付。

61) 第六回目の貫兇殺し事件については、前掲・利谷「貫い子殺人陪審裁判」が詳細な分析を加えている。

62) 陪審法は一九二八(昭和三)年に施行された後、戦時下の一九四三(昭和一八)年施行停止された。

63) 当時、陪審裁判を実際に担当した裁判官・弁護士は多くは、陪審裁判に対して概ね肯定的評価を持っていたようである。東京弁護士会編『陪審裁判・旧陪審の証言と今後の課題』(ぎょうせい、一九九二年)五五頁以下、参照。

64) 『静岡新報』一九二九年一〇月一日付。

65) 『静岡新報』一九二九年一〇月一日付。この記事によれば、静岡県における陪審裁判一年間の実績は以下の通りであった。

一年間の成績

一、陪審事件 六件 内四件有罪 一件無罪 一件未済

一、陪審員に選定せられたるもの 二百十六人 内抽籤に依り法廷に立会せしもの正陪審員六十人 補充陪審員十人

一、開廷二日に涉りたる事件 三件 一日にて終了せしもの 二件

一、陪審員の職業 物品販売四人△農作三十八人△□□業二人△魚商二人△料理店業一人△土木建築請負業二人△学校に勤務する者高工校長一人△菓子製造二人△公吏駿東郡小泉村収入役一人△精穀業一人△日傭業一人△古物商一人△指物製造一人△織維

工業一人△蔬菜販売一人△穀類販売二人△醬油製造業者一人△雑貨販売一人△縫製造一人△菓子販売業一人△医療藥品製造一人

△塩乾魚介節類製造一人△清涼飲料水販売一人△蚕種製造一人△竹材商人一人

一、陪審員平均年齢 五十歳 最年少齡 三十三歳 最高齡者 七十二歳

一、陪審員の住所 静岡市五人△浜松市四人△沼津市一人△賀茂郡四人△田方郡五人△駿東郡七人△富士郡五人△庵原郡三人

△安倍郡一人△志太郡七人△榛原郡二人△小笠郡八人△周智郡一人△磐田郡八人△浜名郡八人△引佐郡一人

一、陪審員旅(費) 日当 平均金十六円六十五銭 最高額 四十八円二十九銭 最少額 二円五十銭

一、陪審事件平均総費用 五百六十六円二十九銭 最高額 六百五十八円四十九銭 最低額 四百三十七円八十五銭

(注) ①参照。

56 『静岡新報』一九三〇年二月二日付。

57 『法律新聞』第三一四一号、一九三〇年七月一三日付。なお、この記事は、『静岡新報』一九三〇年七月九日付にほぼそのままの形で無断転載されている。

58 『静岡新報』一九二九年七月二〇日付。

59 『静岡新報』一九三二年七月二日付。

60 陪審法不振の原因については、すでに当時からさまざまな見解が存在した。例えば、『法律新聞』の記事中から拾い出せるものだけでも、次のようなものがある。弁護士側の要因として、「費用や手数が多くかゝる、殊に弁護士は陪審裁判が始まるとそれが終るまでは他の仕事が出来ない」、「陪審裁判の労力は普通裁判の約三十倍といはれてゐる」、「弁護士としても余程確信がなければ被告に陪審をすゝめられぬ」などの指摘がある。被告人側の要因として、「一審で刑が確定して了ふので被告としては不安が多く、それよりも従来の三審の方を選びたいやうな気がする」、「陪審裁判は普通裁判よりもいくらか科刑が軽いやうであるが、三審までやる場合の方がより一層軽いらしい」、「国民の大多数は従來の裁判官のみの裁判に相当信頼を持つてゐる」、「法律知識の相当にあるものと殆ど零のものは陪審を嫌ひ、生半可通のものが歓迎する傾向がある」、「第一審で事実が決定して裁判に不服であっても、上告は出来るが、控訴は出来ないから不利と考える」、「請求陪審に付ては、被告人が有罪の判決を受ける場合に全部又は一部の費用を負担しなければならぬといふ苦痛がある」、「多くの被告人中には陪審手続のあることを知つてゐても、陪審布かれて僅かの年月である為め、その利不利を測り兼ねる風があるのみならず、同村の人々に自己の一身上の事を聞かれたり判断されたりするのを嫌忌する風がある」などである（『法律新聞』第三一三五号、三一七五号、一九三〇年六月二八日付、同年一〇月八日付）。このほか、例えば、平山六之助「陪審法の失敗と改正弁護士法の不備」は、陪審法不審の主要な原因は「裁判長の説示が、陪審員に対し余りに誘導的である為」と断言

している(『法律新聞』第三二二二号、一九三二年一月一〇日付)。

なお、陪審法不振の原因については、前掲・丸田『陪審裁判を考える』一四九頁以下、参照。

(62) 『静岡新報』一九二九年六月一五日付。

(63) 陪審事件における検事の法廷活動については、一九二九(昭和四)年五月三日に開催された検事長検事正会同の席上で当時の小山検事総長が次のように訓示している。「検事は深く茲に鑑み、公訴事実の陳述其の他弁論を為すに当りましても、態度は荘重なるを要することは言ふ迄もなく、而も温容の間に威儀を保ち、被告人を侮辱憎悪するが如き言語は之を使用することなく、事案の認定に付ては情義を尽して陳述し、罪惡を糺弾するは公益の為誠に必要にして已むを得ざるものなることを知悉せしむると共に苟も陪審員の反感を誘起するが如き言動は之を慎まねばなりません。」(前掲『大審院長検事総長訓示演述集』三一五頁)

(64) 『静岡新報』一九三〇年一〇月一五日付。